

店内の喫煙でお困りのオーナー様へ

皆様ご存じのとおり、2020年4月1日より「改正健康増進法」および各都道府県の「受動喫煙防止条例」の全面施行に伴い、飲食店では“原則”屋内禁煙となりました。また、違反施設には最大50万円、違反者には最大30万円の行政処分や罰則（過料の徴収）が規定されています。

現状では店内での喫煙は不可となり、全面禁煙にするしかありません。

しかし！貴店が店内での喫煙を望む場合、「**喫煙目的施設**」（喫煙を主目的とする施設（バー・スナック・たばこ販売店等））とすることで、全面喫煙可を選択することができます。喫煙目的施設とするためには、下記の一定の要件を満たす必要があります。

【喫煙目的施設の要件】

- ① **たばこの販売許可（出張販売を含む）**があり、対面販売している。
- ② 通常主食として認められる食事を、主として提供していない。
- ③ たばこの煙が流出することを防ぐための基準に適合していること。
- ④ 20歳未満の方の入店および雇用をしない。



**当社は、貴店での喫煙を可能にするため
たばこ出張販売許可の申請代行いたします**

ご希望の方や詳細を確認したい方は、下記をご記入のうえFAXにてお問い合わせください。到着順に担当者からご連絡させていただきます。

貴店名			
住所			
電話番号		連絡の取れる時間帯	
ご担当者			



株式会社エム・ジェイ・エス たばこ販売許可担当まで
神奈川県横浜市神奈川区広台太田町 5-3 ロワール横濱反町 1F

TEL : 045-328-3741 FAX : 045-328-3744